

資料2

令和2年度実地指導における 主な指導事例等及び Q&Aについて

目次

- 1 令和2年度 実地指導指摘事項項目内訳 (P4)
- 2 主な指摘事例について
 - (1) 人員に関する基準 (P6)
 - (2) 運営に関する基準 (P7)
 - (3) 給付費の算定及び取扱い (P14)

目次

3 令和2年度 実施指導における指導事項の解説

I 基本報酬 (P16)

II 人員基準 (P20)

III 設備基準 (P24)

IV 運営基準 (P26)

V 変更の届出等 (P51)

VI 給付費の算定及び取扱い (P53)

VII その他 (P63)

4 Q & A (P66)

1 令和2年度 実地指導指摘事項項目内訳

| サービス区分 | 項目 | | 文書指摘 | 口頭指摘 | 合計 |
|-----------------------------------|-----|-------------|------|------|-----|
| 障害福祉サービス (※314事業所のうち113事業所を実施) | I | 基本方針 | 3 | 6 | 9 |
| | II | 人員基準 | 9 | 11 | 20 |
| | III | 設備基準 | 1 | 0 | 1 |
| | IV | 運営基準 | 188 | 161 | 349 |
| | V | 変更の届出等 | 5 | 0 | 5 |
| | VI | 給付費の算定及び取扱い | 33 | 7 | 40 |
| | VII | その他 | 20 | 0 | 20 |
| 障害福祉サービス 計 | | | 259 | 185 | 444 |

2 主な指摘事例について

【事業所種別ごとの表記】

| 表記 | 事業種別 |
|--------|---|
| 訪問系 | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 |
| 日中活動系 | 生活介護、短期入所、療養介護 |
| 施設系 | 施設入所支援 |
| 居住系 | 共同生活援助、自立生活援助 |
| 訓練・就労系 | 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、宿泊型自立訓練 |
| 障害児通所系 | 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 |
| 相談系 | 計画相談支援、障害児相談支援、一般相談支援(地域移行、地域定着) |

(1) 人員に関する基準

| 番号 | 項目 | 事業種別 | 事例 |
|----|-----------|---------------|--|
| 1 | 従業者の員数 | 日中活動系、 居住系 | ①サービス管理責任者の配置が基準を満たしていない。 ②従業者の配置が基準を満たしていない。 |
| 2 | サービス提供責任者 | 訪問系 | ①サービス提供責任者について、異なる所在の事業所との兼務が認められた。 |
| 3 | 管理者 | 訪問系、 居住系 | ①管理者について、異なる所在の事業所との兼務が認められた。 ②管理者の配置が基準を満たしていない。 |

(2) 運営に関する基準

| 番号 | 項目 | 事業種別 | 事例 |
|----|---------------|-------------------------------------|--|
| 4 | 内容及び手続の説明及び同意 | 訪問系、日中活動系、施設系、居住系、訓練・就労系、障害児通所系、相談系 | <p>①重要事項説明書に定めるべき事項が定められていない。 ⇒定めが無い、誤りが多かった事項</p> <ul style="list-style-type: none">・利用者から受領する費用の種類及びその額・事故発生時の対応・提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況） <p>②定められた内容が運営規程と不整合のもの、また実態と乖離している。</p> <p>③利用申込者の同意がない。また、署名欄に「同意」の旨の記載がない。</p> |

(2) 運営に関する基準

| 番号 | 項目 | 事業種別 | 事例 |
|----|------|-------------------------------------|---|
| 5 | 運営規程 | 訪問系、日中活動系、施設系、居住系、訓練・就労系、障害児通所系、相談系 | <p>①運営規程に定めるべき事項が定められていない。 ⇒定めが無い、誤りが多かった事項</p> <ul style="list-style-type: none">・利用者から受領する費用の種類及びその額・個人情報の取扱いに関する事項・緊急時等における対応方法・虐待の防止のための措置に関する事項・入居に当たっての留意事項・協力医療機関 <p>②重要事項説明書と整合性が取れない。 ③利用者から受領する額について、実態に合わせた表記となっていない。</p> |

(2) 運営に関する基準

| 番号 | 項目 | 事業種別 | 事例 |
|----|----------------------------------|---|--|
| 6 | 契約支給量の報告等 入退所(入退去)の記録 の記載等 | 訪問系、日中活動系、 施設系、居住系、訓練・ 就労系、障害児通所系、 相談系 | ①契約支給量その他の必要な事項について 受給者証へ記載していない。 ②受給者証記載事項その他の必要な事項を 市に対し報告していない。 |
| 7 | サービスの提供の記録 | 訪問系、日中活動系、 居住系、訓練・就労系 | ①サービス提供記録の漏れがある。 ②サービス提供記録に支給決定障害者から 確認を受けていない。 |
| 8 | 利用者負担額の受領 | 訪問系、日中活動系、 居住系、障害児通所系 | ①事業者が負担すべき費用(世話人室の電気代) を、利用者に負担させていた。 ②領収証を交付していない。 ③利用者負担上限額0円の利用者について、 食事の提供に要する費用のうち食材料費に相 当する額以外(光熱水費)を負担させていた。 ④保護者から受領する金額について、実費相 当額を超える金額を保護者へ請求し、受領し ていた。 |

(2) 運営に関する基準

| 番号 | 項目 | 事業種別 | 事例 |
|----|-------------|---------------------------------|--|
| 9 | 計画の作成等 | 訪問系、訓練・就労系 | <ul style="list-style-type: none"> ①計画が作成されていない。 ②サービス提供責任者ではない従業者が計画等の作成及び評価等を実施していた。 ③サービス管理責任者による、定期的なモニタリングの実施、結果の記録等がなかった。 |
| 10 | 給付費の額に係る通知等 | 訪問系、日中活動系、居住系、訓練・就労系、障害児通所系、相談系 | <ul style="list-style-type: none"> ①法定代理受領額を通知していない。 ②自己負担額のある利用者(保護者)にのみ法定代理受領額を通知し、自己負担額の無い利用者(保護者)には通知していない。 |
| 11 | 利用者の金銭管理 | 居住系 | <ul style="list-style-type: none"> ①預り金規程等が整備されていない。 |
| 12 | 事故発生時の対応 | 居住系、訓練・就労系、障害児通所系 | <ul style="list-style-type: none"> ①サービスの提供により事故が発生した場合に、市への報告がない。 ②サービスの提供により事故が発生した場合に、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていない。 |

(2) 運営に関する基準

| 番号 | 項目 | 事業種別 | 事例 |
|----|----------|--------------------|--|
| 13 | 勤務体制の確保等 | 訪問系、訓練・就労系 | <ul style="list-style-type: none"> ①出退勤の管理がされていない。 ②従業者等の勤務時間が確認できない。 ③従業者の資質向上のために、研修の機会が確保されていない。 |
| 14 | 非常災害対策 | 居住系、訓練・就労系 | <ul style="list-style-type: none"> ①非常災害に関する具体的計画を立てていない。 ②関係機関への通報や連絡体制を整備していない。 ③定期的に避難、救出等の訓練を実施していない。 |
| 15 | 衛生管理等 | 訓練・就労系 | <ul style="list-style-type: none"> ①感染症対策マニュアル等の整備がされていない。 |
| 16 | 秘密保持等 | 訪問系、居住系、障害児通所系、相談系 | <ul style="list-style-type: none"> ①在職中及び退職後を含めた守秘義務について、就業規則に定めること及び雇用契約時に書面にて誓約書を取り交わす等の必要な措置を講じていない。 |

(2) 運営に関する基準

| 番号 | 項目 | 事業種別 | 事例 |
|----|--------|------------|---|
| 17 | 苦情解決 | 居住系、訓練・就労系 | <p>①苦情を受け付けた際、当該苦情の内容及び処理結果等を記録していない。</p> <p>②苦情処理の体制について、整備されていない。</p> |
| 18 | 変更の届出 | 訪問系、障害児通所系 | <p>①市へ変更の届出がされていない。</p> <p>⇒具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者 ・サービス提供責任者 ・事業所の所在 |
| 19 | 記録の整備 | 訪問系 | <p>①サービスの提供記録について、居宅介護を提供した日から5年間保存していない。</p> |
| 20 | 工賃の支払等 | 訓練・就労系 | <p>①工賃支払の根拠が明確ではない。</p> <p>②年度ごとに、利用者に対し目標工賃水準並びに前年度の工賃平均額を通知していない。</p> |

(2) 運営に関する基準

| 番号 | 項目 | 事業種別 | 事例 |
|----|-------------------|--------|--|
| 21 | 就労支援事業の会計処理について | 訓練・就労系 | ①「就労支援等の事業に関する会計処理の基準」に定める計算書類等を作成していない。 |
| 22 | 施設外就労 | 訓練・就労系 | ①訓練目標に対する達成度の評価等がされていない。 |
| 23 | 指定放課後等デイサービスの取扱方針 | 障害児通所系 | ①サービスの質について自己評価及び保護者による評価を行っていない。 ②評価及び改善の内容を公表していない。 |

(3) 給付費の算定及び取扱い

| 番号 | 項目 | 事業種別 | 事例 |
|----|-----------------|-----------------------------|--|
| 24 | 給付費の算定及び取扱い | 訪問系 | ①サービス提供記録と報酬の請求書について、整合性が取れない。また、請求の根拠資料について適正な管理がされていない。 |
| 25 | 同一敷地内建物等の減算 | 訪問系 | ①事業者と同一敷地内建物等に居住する利用者へサービス提供を行った際、減算していない。 |
| 26 | 食事提供体制加算 | 日中活動系、 訓練・就労系 | ①自事業所で販売用として調理したものについては対象とならない。 ②施設外で調理されたものを提供する場合は算定要件を満たしていない。 |
| 27 | 欠席時対応加算 送迎加算 | 日中活動系、 訓練・就労系、 障害児通所系 | ①記録や様式の不備、記載誤り、修正テープ等による訂正がされている。 ②実際に実施していない送迎について、算定している。 |

(3) 給付費の算定及び取扱い

| 番号 | 項目 | 事業種別 | 事例 |
|----|---------------|------------|--|
| 28 | 医療連携体制加算 | 居住系、訓練・就労系 | ①算定、請求に誤りがある。 ②医療機関(主治医)との連絡・調整に関する記録が確認できない。 |
| 29 | 特定事業所加算 | 訪問系 | ①算定要件を満たしていない。 |
| 30 | 福祉・介護職員処遇改善加算 | 訪問系 | ①算定要件の計画書等の書類について、書面上(掲示・回覧等)で確認できない。 |

3 令和2年度 実地指導における指導事項の解説

【 I 基本報酬 】

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 事業者の一般原則 |
| 指摘内容 | 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を従業者に対して実施していなかった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 日中活動系、居住系、訓練・就労系、障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | 定期的に虐待防止に関する研修を実施するとともに、研修の議事録を作成し、参加者の意見・感想も記録をしてください。また、欠席した従業者には、研修内容を必ず周知してください。 |

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 指定障害児通所支援事業者等の一般原則 |
| 指摘内容 | 児童発達支援管理責任者を配置せず、児童発達支援計画が作成されないまま指定通所支援を提供していた。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | 事業者は、通所給付決定保護者及び障がい児の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障がい児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障がい児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければなりません。また、人員基準上、児童発達支援管理責任者は配置しなければなりません。 |

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 一般原則 |
| 指摘内容 | 個別支援計画(児童発達支援計画)が作成されないままサービスが提供されていた利用者が散見された。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 訓練・就労系、障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | 事業者は、利用者(障がい児)の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(個別支援計画・児童発達支援計画)を作成し、これに基づき利用者に対して指定就労継続支援A型(指定通所支援)を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労継続支援A型(指定通所支援)を提供しなければならないため、改めてください。 |

3 令和2年度 実地指導における指導事項の解説

【 Ⅱ 人員基準 】

| | |
|---------------|---|
| 指導事項 | 従業者の員数 |
| 指摘内容 | <p>①事業所に配置すべき常勤職員の数が、指定当初から基準を満たしていないことを確認した。</p> <p>②児童発達支援管理責任者が不在であることを確認した。</p> |
| 実際に指導したサービス種別 | 訓練・就労系、 障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | <p>①基準を下回る場合、その期間等によって大きな報酬減算となるため、従業者の退職や勤務時間の変更等の際には特に注意が必要となります。早急に人員基準を満たすよう人員配置を改善しつつ、過誤調整をしてください。</p> <p>なお、人員基準を満たさない場合が継続している場合や、改善されない場合は、指定取消等の処分につながる場合もありますのでご注意ください。</p> <p>②児童発達支援管理責任者が不在となった翌々月から児童発達支援管理責任者欠如減算が適用となるため、過誤調整をしてください。</p> |

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 従業者の員数 |
| 指摘内容 | 介護サービス包括型共同生活援助の生活支援員の人員基準は、前年度の平均利用者数(障害支援区分3、4、5、6の利用者)に応じて定められているため、勤務体制の確保等に留意すること。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 居住系 |
| 指導内容・改善方法等 | <p>障害支援区分の利用者ごとに計算する必要がありますので、ご注意ください。</p> <p>常勤換算で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ②障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ③障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数 |

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 定員の遵守 |
| 指摘内容 | 当事業所の定員は10人であるが、定員を超過してサービスの提供を行っていた日があった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | 災害その他やむをえない事情がある場合を除き、サービス提供時は利用定員を遵守してください。定員超過に該当する場合、所定単位数の減算の対象となりますのでご注意ください。 |

3 令和2年度 実地指導における指導事項の解説

【 Ⅲ 設備基準 】

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | サービス提供の施設 |
| 指摘内容 | 一人の児童に対し、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇日までの間、事業所として指定を受けていない場所においてサービスを提供していた。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | 市に届出している事業所とは別の事業所でサービス提供する際は必ず事前に市に届出ること。理由があつて一時的に別の事業所でサービス提供する際も、その旨を市に相談すること。 |

3 令和2年度 実地指導における指導事項の解説

【 IV 運営基準 】

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 内容及び手続きの説明及び同意 |
| 指摘内容 | 重要事項説明書において、内容の記載が無いもの、運営規程と不整合のもの、実態と乖離しているものが見受けられた。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 全サービス |
| 指導内容・改善方法等 | <p>重要事項説明書に記載する項目は、サービス種別ごとに異なりますが、主に運営規程の概要となりますので、基準を確認してください。特に「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」に関する記載漏れが多いので、重要事項説明書を確認してください。</p> <p>また、実態と合っていない部分がないか定期的に確認し、差異があれば、実態と合うように訂正してください。</p> |

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 工賃の支払等 |
| 指摘内容 | 事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を通知しなければならないが、通知していない。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 訓練・就労系 |
| 指導内容・改善方法等 | 事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を通知してください。なお、利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならないため、ご注意ください。 |

| | |
|---------------|---|
| 指導事項 | サービスの提供の記録 |
| 指摘内容 | <p>①サービスを提供した際の記録をしていなかった。</p> <p>②サービスを提供した際の記録において、利用者等からサービスを提供したことについて確認を受けていなかった。</p> |
| 実際に指導したサービス種別 | 訪問系、日中活動系、居住系、訓練・就労系、障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | <p>サービス提供記録は請求の根拠ともなる大事な書類です。各サービスごとに、記録すべき項目をご確認のうえ、記録してください。また、利用者等からサービスを提供したことについて、わかるよう記録に残してください。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 指導事項 | 計画の作成等 |
| 指定内容 | <p>①個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていなかった。</p> <p>②サービス管理責任者は、個別支援計画の作成について、一連のプロセスによる個別支援計画の作成及び見直し等を適切に行っていなかった。</p> |
| 実際に指導したサービス種別 | 訪問系、日中活動系、居住系、訓練・就労系、障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | <p>①運営基準どおりのプロセス(アセスメント、計画の原案作成、原案に関する担当者会議、モニタリング等)を経て作成すること。 (参考) 「放課後等デイサービスガイドラインについて」(平成27年4月1日障発0401第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</p> <p>②個別支援計画については、一連のプロセス(アセスメント、計画の原案作成、原案に関する担当者会議、モニタリング等)によって利用者の状態に沿った計画となっているか見直しを行い、作成する必要があります。</p> |

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 衛生管理等 |
| 指摘内容 | 感染症対策マニュアル等の整備がされていない。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 訓練・就労系、障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | <p>事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。結核、赤痢、O-157、レジオネラ症等の感染を予防するため、感染症マニュアルを作成することが必要です。</p> <p>より実効性を持たせるよう、従業者、利用者の目につきやすい場所に掲示する等努めてください。</p> <p>なお、レジオネラ症の感染予防として、家庭用加湿器を使用の場合、毎日の水交換が義務付けられています。（「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成15年厚生労働省告示第264号）」</p> |

| | |
|---------------|---|
| 指導事項 | 訓練等給付費の額に係る通知等 |
| 指定内容 | 事業者は、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知していなかった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 日中活動系、居住系、訓練・就労系、相談系 |
| 指導内容・改善方法等 | 法定代理受領した給付費の額については利用者に毎月通知する必要があります。食事の提供に係る費用等と合計した金額で通知する場合は、それぞれの内訳を明らかにするようにしてください。 また、通知の写しや通知したことが確認できる記録を残してください。 |

| | |
|---------------|---|
| 指導事項 | 会計の区分及び記録の整備 |
| 指摘内容 | 指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービスごとに経理を区分していなかった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | 事業者は運営するサービス種別ごとに会計を区分する必要があります。 多機能型の場合でもサービス種別ごとに会計を区分する必要があります。 |

| | |
|---------------|---|
| 指導事項 | 管理者の責務 |
| 指摘内容 | 管理者の責務が十分に果たされていなかった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 訓練・就労系、障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | 管理者は、事業の基本方針、人員、設備、運営に関する基準を深め、必要に応じて従業者に周知してください。また、事業所の状況を把握するためにも、業務日誌、提供記録、利用者からの苦情、請求等、日々の業務内容について従業者との情報連携を図ってください。 |

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 勤務体制の確保等 |
| 指摘内容 | <ul style="list-style-type: none"> ①従業員の勤務体制(シフト表等)を定めていなかった。 ②従業員の資質の向上のための研修の機会を確保していなかった。 ③勤務実態が不明確である職員が見受けられた。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 訪問系、居住系、訓練・就労系、障害児通所系、相談系 |
| 指導内容・改善方法等 | <ul style="list-style-type: none"> ①事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員については日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすることとされており、人員基準や加算の要件を満たしているかを確認するうえでも必要な書類となりますので、シフト表等を定めてください。 ②事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければなりません。定期的に研修を実施するとともに、研修の議事録を作成し、参加者の意見・感想も記録してください。また、欠席した従業員には、研修内容を必ず周知してください。 ③辞令等は職員が事業所に勤務している根拠となりますので、必ず発出してください。 |

| | |
|---------------|---|
| 指導事項 | 事故発生時の対応 |
| 指摘内容 | 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した際、福島市へ連絡がされていないことを確認した。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 居住系、訓練・就労系、障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | <p>利用者に対するサービス提供に伴って事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族に連絡をし、必要な措置を取ったうえで、事故の状況や対処について記録しなければなりません。</p> <p>また、事業者が賠償すべき事故の場合には速やかに損害賠償を行わなければなりません。</p> <p>このように、事故発生時の対応方法を定める必要があり、必要に応じて損害賠償保険等に加入することが望ましいです。</p> <p>(参考) 「福島市社会福祉施設等における事故報告事務取扱要領」</p> |

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 苦情解決 |
| 指摘内容 | 苦情対応マニュアルや苦情に関する記録様式が確認できなかった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 居住系、訓練・就労系、障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | <p>苦情については受付から対応、解決まで一連の手順を定め、また、苦情の内容等について詳細に記録することが義務付けられています。苦情・ヒヤリハット事例に関する受付簿、記録簿等を整備してください。</p> <p>また、ヒヤリハット事例についてもリスクマネジメントの観点から事例の収集、分析と情報の共有が有効です。</p> <p>(参考) 「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)</p> |

| | |
|---------------|---|
| 指導事項 | 契約支給量の報告等 |
| 指摘内容 | サービスの利用に係る契約をした際、受給者証記載事項その他の必要な事項を市障がい福祉課に対し報告していなかった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 訪問系、訓練・就労系、障害児通所系、相談系 |
| 指導内容・改善方法等 | 事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければなりません。 市障がい福祉課への報告を忘れずに行ってください。 |

| | |
|---------------|---|
| 指導事項 | 掲示 |
| 指摘内容 | 事業者は、事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していなかった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 居住系、訓練・就労系、障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | 事業所の見やすい場所とは、いつでも誰でも気軽に確認できる場所だと考えられ、玄関等に掲示するもしくは運営規程の概要等をファイリングして見やすい場所に設置するなど工夫してください。 ※令和3年度の法改正に伴い、ファイリング管理等でも可能となりました |

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 指定計画相談支援の具体的取扱方針 |
| 指摘内容 | <ul style="list-style-type: none"> ①サービス担当者会議を開催していなかった。 ②サービス等利用計画を担当者に交付していなかった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 相談系 |
| 指導内容・改善方法等 | <ul style="list-style-type: none"> ①相談支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高いサービス等利用計画を作成するため、やむを得ない場合を除きサービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めてください。 ②相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しなければなりません。 |

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 就労支援の事業の会計処理 |
| 指摘内容 | 「就労支援等の事業に関する会計処理の基準」に定める計算書類等が未作成だった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 訓練・就労系 |
| 指導内容・改善方法等 | 就労移行支援、就労継続支援A型・B型の事業における会計については、「生産活動等による収入と経費及び工賃」の関係を明らかにするため、生産活動等に係る会計(就労支援会計)を区分するとともに、必要な会計書類を作成しなければなりません。 |

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 賃金及び工賃 |
| 指摘内容 | <p>賃金は、原則として、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費(利用者に支払う賃金を除く。)を控除した額に相当する金額を支払うことになるので余剰金は発生しない。余剰金が発生する場合は、利用者の賃金を見直すか、工賃変動積立金や設備等整備積立金の積み立てを検討すること。</p> |
| 実際に指導したサービス種別 | 訓練・就労系 |
| 指導内容・改善方法等 | <p>事業者は、常に生産活動の向上や収入・支出の改善を図り、雇用契約によらない利用者がいる場合には工賃の支払いも発生することを踏まえ、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないのでご注意ください。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 指導事項 | 通所利用者負担額の受領 |
| 指摘内容 | <p>体験学習に係る実費について、金銭の用途や額、金銭の支払いを求める理由について書面等で明らかにせず、送迎時において通所給付決定保護者等から直接現金を受領していた。また、当該費用に係る領収証を交付していなかった。</p> |
| 実際に指導したサービス種別 | 障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | <p>金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所決定保護者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者等に対し交付する必要があります。</p> |

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 利用者負担額等の受領 |
| 指摘内容 | 交通費及び通院介助等の名目で利用者から費用を受領していた。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 居住系 |
| 指導内容・改善方法等 | 利用者から費用を受領することができるのは①食材料費、②家賃、③光熱水費、④日用品費、⑤日常生活においても通常必要となるものに係る費用です。介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用(お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金)の受領は認められないためご注意ください。 |

| | |
|---------------|---|
| 指導事項 | 入退居の記録の記載等 |
| 指摘内容 | 入退居に際し、受給者証への必要な記録がなく、市に報告をしていなかった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 居住系 |
| 指導内容・改善方法等 | 事業者は、入居者の入居又は退居に際して、事業所の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を利用者の受給者証に記録し、遅滞なく市障がい福祉課へ報告してください。 |

| | |
|---------------|---|
| 指導事項 | 秘密保持等 |
| 指摘内容 | <p>事業者は、従業者及び管理者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないが、秘密保持誓約書の取り交わし等が確認できなかった。</p> |
| 実際に指導したサービス種別 | 訪問系、居住系、訓練・就労系、障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | <p>業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務づけたものです。具体的には、事業者は従業者であった者が、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用時に誓約書等により取り交わすことが想定されます。</p> |

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 受託居宅介護サービス事業者への委託 |
| 指摘内容 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定居宅介護事業者と受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結していなかった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 居住系 |
| 指導内容・改善方法等 | 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定居宅介護事業者と受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結しなければならないため、契約を締結し、当該受託居宅介護事業者及び事業所の名称、所在地を記した書類を市障がい福祉課に提出してください。 |

| | |
|---------------|---|
| 指導事項 | 非常災害対策 |
| 指摘内容 | 事業所の消防計画には、年間計画に基づき避難訓練は年3回実施する旨を定めているが、事業開始以降、訓練は一度も実施されていないことを確認した。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 訓練・就労系、障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | <p>事業者は、火災、風水害、地震その他の災害の態様に応じた非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならないこと、また非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>事業者は、事業所の置かれた状況により、火災、風水害、地震、その他の災害の態様に応じた、非常災害に関する具体的な計画を立てなければならない。事業所の設置状況と各種ハザードマップ等を確認し、非常災害時に実効性のある計画を策定してください。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 指導事項 | 利用者の金銭管理 |
| 指摘内容 | 利用者からの預り金について、金銭等管理委託契約書の取り交わしはあるものの預り金規程等が整備されていなかった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 居住系 |
| 指導内容・改善方法等 | <p>金銭の管理が困難な利用者に対し、利用者に代わって金銭の適切な管理・保管をするために、入所施設やGHでよく見られるサービスです。預り金の管理については、規程等に則った厳重な管理、支出を行わないと、障害者に対する経済的な虐待につながりかねません。</p> <p>複数の職員によるチェック体制や通帳管理者・印鑑管理者・出納員を分ける等の実務、預り証や出金依頼書などの様式の整備、利用者の同意(委任状や契約書)等について、事業所においては預り金規程等により定め、規程に則った金銭の取扱いをする必要があります。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 指導事項 | 施設外就労 |
| 指摘内容 | 施設外就労により就労している利用者について、あらかじめ個別支援計画に施設外就労について位置付けられていなかった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 訓練・就労系 |
| 指導内容・改善方法等 | 施設外就労により就労している利用者については、あらかじめ個別支援計画に施設外就労について位置づける必要があります。 ※ 令和3年度以降、施設外就労に係る加算は廃止されたものの、施設外就労については、一般就労への移行や工賃・賃金の向上を図るため有効であるとして促進してきたことから、引き続き実施していきます |

3 令和2年度 実地指導における指導事項の解説

【 V 変更の届出等 】

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 変更の届出等 |
| 指摘内容 | 事業所の所在地について、市に届け出がないまま別の場所に変更になっていた。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 訪問系、日中活動系、訓練・就労系 |
| 指導内容・改善方法等 | 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市福祉監査課に届け出なければならないとされているため、届け出が遅延した理由書(任意)と併せて提出してください。 |

3 令和2年度 実地指導における指導事項の解説

【 VI 給付費の算定及び取扱い 】

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 強度行動障害児支援加算 |
| 指摘内容 | 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した職員を配置し、対象の障がい児に対して支援を行うとして体制届出を届け出ているが、研修を修了した職員が退職し現在は当該体制が取られていなかった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | 当該加算で必要な要件を満たさなくなった場合、当該加算は算定できなくなるため、市福祉監査課に体制の終了を届け出てください。 |

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 事業所内相談支援加算 |
| 指摘内容 | 当該加算の算定に必要な記録について、保護者の同意を得た旨が確認できず、相談援助を行った時間の記載のないものがあった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | 事業所内相談支援加算は、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に算定される加算であり、相談援助が30分に満たない場合は算定できないとされています。 保護者の同意を得た旨、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録は行ってください。 |

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 児童指導員等加配加算 |
| 指摘内容 | 定員を超過してサービスの提供を行っていた日において、少なくとも〇〇年〇〇月から〇〇月までの間、当該加算の区分に必要な常勤換算上の従業者の員数の加配ができていなかった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | 定員を超過した場合、減算にならない範囲であっても指定基準上の人員配置(障害児の数が10名を超える場合)に抵触し、その場合、加配として配置された従業員を基準上の従業員に見なすので、加配加算の常勤換算に算入できなくなります。 |

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 欠席時対応加算 |
| 指摘内容 | 連絡があった日や相談援助の内容の記録について整備されていなかった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 日中活動系、訓練・就労系、障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | <p>当該加算については、急病等により利用を中止した日の前々日、前日又は当日に連絡があった場合に、電話等により当該利用者の状況を確認し相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することで算定できるものです。欠席日と欠席の連絡を受けた日の関係が明らかになるよう記録を整備する必要があります。</p> <p>なお、利用を中止する日の2日前よりも前に連絡を受けた場合は欠席時対応加算を算定することができませんのでご注意ください。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 指導事項 | 処遇改善加算の周知等 |
| 指摘内容 | 処遇改善加算について、職員に周知していないことを確認した。また、その額についても明確に明示していないことを併せて確認した。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 訪問系 |
| 指導内容・改善方法等 | 処遇改善加算の周知等は、当該加算の算定要件となっているため、改めてください。 |

| | |
|---------------|---|
| 指導事項 | 送迎加算 |
| 指摘内容 | 当該加算の算定の根拠となる運行記録等が整備されていなかった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 訓練・就労系、障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | 送迎回ごとの人数(利用者名)、送迎ルート、日時、送迎者等を運行記録として整備してください。 |

| | |
|---------------|---|
| 指導事項 | 食事提供体制加算 |
| 指摘内容 | 調理員の勤務時間について、兼務している直接処遇職員と区別していなかった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 訓練・就労系 |
| 指導内容・改善方法等 | 事業所内の調理室を使用して直接処遇職員(職業指導員又は生活支援員)が調理して食事を提供する場 合、調理員として勤務する時間は指定基準上配置すべき職員の常勤換算上の勤務時間等に含めることがで きませんのでご注意ください。 |

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 長期入院時支援特別加算 |
| 指摘内容 | <ul style="list-style-type: none"> ①個別支援計画に位置付けていなかった。 ②支援内容を記録していなかった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 居住系 |
| 指導内容・改善方法等 | <ul style="list-style-type: none"> ①長期入院時支援特別加算については、入院時支援の内容について個別支援計画に位置付けることが算定要件の一つです。 ②当該加算は、事業所の従業者が1週に1回以上病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など日常生活上の支援を行うとともに、退院後を見据えて病院又は診療所との連絡調整を行った場合、その支援内容を記録する必要となります。なお、利用者において特段の事情があつて訪問できない場合は、その具体的な内容を記録してください。 |

| | |
|---------------|---|
| 指導事項 | 訪問支援特別加算 |
| 指定内容 | 個別支援計画に当該支援について記載がなく、同意を得た旨の確認ができない日があった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 日中活動系、訓練・就労系 |
| 指導内容・改善方法等 | 当該利用者の居宅を訪問して支援するものであるが、個別支援計画に当該支援について記載がなく、同意を得た旨の確認ができない日があったため、個別支援計画に位置付けるとともに支援の際は同意を得た旨を記録してください。なお、所要時間については実際に要した時間ではなく、個別支援計画に基づいて行われるべき支援に要する時間に基づいて算定されるものであるのでご注意ください。 |

3 令和2年度 実地指導における指導事項の解説

【 VII その他 】

| | |
|---------------|--|
| 指導事項 | 業務管理体制の届出 |
| 指摘内容 | 法令順守等の業務管理体制の整備とその届出がなされていなかった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 訪問系、居住系、訓練・就労系、障害児通所系 |
| 指導内容・改善方法等 | 事業者等には、法令順守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられているため、市福祉監査課に届け出ること。 |

| | |
|---------------|---|
| 指導事項 | 情報公表制度 |
| 指摘内容 | 事業者は、実施する障害福祉サービス等情報を市長に報告していなかった。 |
| 実際に指導したサービス種別 | 訪問系、居住系、訓練・就労系、障害児通所系、相談系 |
| 指導内容・改善方法等 | 事業者は、実施する障害福祉サービス等情報を市長に報告しなければならないため、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて報告すること。 |

4 Q & A

| No | 実地指導 対象年度 | サービス種別 | 基準種別 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|--------------|-----------|------|------------------------------------|---|---|
| 1 | 平成30年度 | 日中活動系サービス | 報酬 | 個別支援計画未作成減算の基準日について | 平成30年度の報酬改定により個別支援計画未作成減算についての減算単位が改定となったが、平成30年4月1日以前から個別支援計画が未作成だった場合の減算の取り扱いはどのようになるか。 | 平成30年3月以前から当該減算が適用されていた場合、同年4月及び5月の減算割合については、改正前と同様の割合(95%算定)を適用し、平成30年6月から50%算定を適用します。 ※詳しくは「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL. 3(平成30年5月23日)」問3をご参照ください。 |
| 2 | 平成30年度 | 就労支援系サービス | 報酬 | イベント(レクリエーション)で外出した際に報酬を算定することについて | 就労支援の事業所において、障がい者スポーツ大会や福祉作品展等の行事に参加した場合に、報酬の算定はできるか。 | 就労支援事業所として報酬を算定するためには、イベント(レクリエーション)が「生産活動の機会の提供」もしくは「就労のための訓練・支援」に該当し、利用者の就労支援に結びつく要素があるかどうか判断材料となります。 したがって、イベント(レクリエーション)への参加が就労支援に結びつくことが事業計画や個別支援計画で位置付けられている場合に限り算定できます。 算定にあたっては以下の要件を満たすようにしてください。(平成20年3月31日付厚生労働省Q&A(「障害福祉サービスに係るQ&A」)(指定基準・報酬関係)(VOL.3)問6より) ①事業計画又は個別支援計画に明記されていること。 →参加者全員分の個別支援計画への明記に替えて、事前に任意の事業計画書を障がい福祉課自立支援係長宛てにご提出ください。 (事業計画書に記載する内容) ・イベント(レクリエーション)名、日時 ・イベント(レクリエーション)の概要及び計画 ・イベントの位置付けと支援の必要性 ②実際に職員が同行して当該サービスの提供を行っていること |

| No | 実地指導 対象年度 | サービス種別 | 基準種別 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|--------------|--------|------|------------------------|--|---|
| 3 | 令和元年度 | 就労継続支援 | 報酬 | 食事提供体制加算について | 就労継続支援事業所について、複数の生産活動を行っており、その一つとしてお弁当の調理を実施している。お弁当の調理は調理員2名（生活支援員及び職業指導員が兼務）に対し、1名の利用者が野菜の皮むき業務やカット業務、盛り付け業務等の調理補助を行っている。 (1)調理補助を行う利用者に対して食事提供体制加算を算定できるか。 (2)お弁当の調理以外の生産活動を行う利用者に対して食事提供体制加算を算定できるか。 | 食事提供体制加算については、「食事提供のための体制を整えている」ことに対する加算であり左記の例は想定してない(算定できない)。 |
| 4 | 令和元年度 | 生活介護 | 報酬 | 共生型生活介護におけるおむつ代の徴収について | H19.6.29「障害福祉サービスに係るQ&A(指定基準・報酬関係)」(VOL. 1)問4中「おむつを常時利用する必要がある重度の障害者の利用が見込まれる「生活介護」については、報酬上一定の評価をしていることから、利用者に対し、指定生活介護事業所(施設)が一律に提供するおむつについては、利用者から負担を求めてはならない」とあるのは、共生型生活介護においても同じ取り扱いでよいか。 | 共生型生活介護においても同じ取り扱いとなる。共生型生活介護の報酬単価は障害支援区分に関わらず一定であるが、おむつ代について報酬上評価している。 |

| No | 実地指導 対象年度 | サービス種別 | 基準種別 | 項目 | 質問 | 回答 |
|----|--------------|-----------|------|------------------------------------|--|--|
| 5 | 令和2年度 | 就労支援系サービス | 運営 | サービス利用終了後に使用できなくなる、個別的な教材の実費徴収について | サービス提供に用いるデジタル教材について、より高度な技能取得を考えている利用者には実費徴収としてよいか。ただし法人のアカウントを使用しているため、利用終了後は使用できなくなる。 | サービス提供に必要不可欠な費用については訓練等給付費に含まれているものと介されますが、サービス提供の一環として個別に実施する、より高度な技能取得に関して必要な教材については、利用者が希望する場合は実費徴収が認められると思われます。その教材が利用終了後に使用できなくなるものであっても、事業者がその旨利用者に説明し、同意を得られるものであれば、実費徴収が認められると思われます。 |
| 6 | 令和2年度 | 訪問系サービス | 運営 | サービス提供責任者の自費サービス提供について | サービス提供責任者が自費サービスの支援を行うことは可能か。 | 基準条例第6条第2項において、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないと規定されています。したがって、人員配置基準に必要な常勤のサービス提供責任者が、専ら従事すべき指定居宅介護以外のサービスである自費サービスの支援にあたることは認められません。 |